

第 11 号 横浜市報調達公告版	発行所 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地 横浜市役所
----------------------------	-----------------------------------

【水道局】

特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式の手続の開始（水運用システム更新開発委託（その 1）一式）…………… 2

水 道 局

特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式の手続の開始
次のとおり技術提案書の提出を招請する。

平成 17 年 3 月 1 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 金 近 忠 彦

1 技術提案書の招請に付する事項

- (1) 件名及び数量
水運用システム更新開発委託（その 1） 一式
- (2) 業務内容
技術提案書招請説明書による。
- (3) 業務履行期限
平成 18 年 3 月 30 日

2 技術提案書の提出者の資格

技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、技術提案書の提出者の資格の確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市水道局契約規程（昭和 39 年 4 月水道局規程第 16 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務」に登録が認められている者で、かつ、A の等級に格付けされているものであること。
- (3) 平成 17 年 3 月 10 日から技術提案書提出期限までの間のいずれかの日において、横浜市水道局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 当該業務又はこれと同種の業務の実績を有する者であること。

3 参加表明手続

技術提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加表明手続を行わなければならない。

- (1) 提出書類及び提出部課
技術提案書招請説明書による。
- (2) 提出期限
平成 17 年 3 月 10 日（ただし、実績調書等は平成 17 年 3 月 18 日）午後 5 時まで
- (3) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市水道局管財部契約課（関内中央ビル 4 階）
高橋 電話 045(671)3063（直通）

4 技術提案書の提出者の資格の喪失

技術提案書の提出者の資格の確認結果の通知後、当該通知を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、技術提案書を提出することができない。

- (1) 第 2 項の資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 技術提案書招請説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 技術提案書の提出に必要な書類を示す場所等

技術提案書招請説明書は、次項第 2 号に掲げる部課において、この公告の日から技術提案書提出期限まで閲覧に供する。

6 技術提案書招請説明書の交付

- (1) 交付期間
平成 17 年 3 月 1 日から平成 17 年 3 月 24 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）
- (2) 交付場所
〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市水道局管財部契約課（関内中央ビル 4 階）
電話 045(671)3063（直通）

- (3) 交付方法
有償（2,000 円）で交付する。この場合、技術提案書招請説明書交付希望者は、第 3 項第 3 号に掲げる部課で配付する納入通知書で、横浜市水道局指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。
- 7 技術提案書招請説明書に係る説明会
技術提案書の提出者の資格の確認通知を受けた者に対して、次のとおり説明会を開催する。
- (1) 説明会の場所
〒240-0045 保土ヶ谷区川島町5 2 2番地
横浜市水道局西谷浄水場 4 階大会議室
電話 045(371)5515
- (2) 説明会の日時
平成 17 年 4 月 14 日 午後 2 時
- 8 技術提案書の提出部課及び提出期限
- (1) 提出部課
〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市水道局管財部契約課（関内中央ビル 4 階）
高橋 電話 045(671)3063（直通）
- (2) 提出期限
平成 17 年 5 月 13 日午後 5 時まで
ただし、郵送による提出については、平成 17 年 5 月 12 日午後 5 時までに前号の部課に必着のこと。
- 9 技術提案書の無効
次の技術提案書は、無効とする。
- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った技術提案書
(2) 技術提案書招請説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が提出した技術提案書
(3) 前項第 2 号に定める日時までに提出されない又は到着しない技術提案書
- 10 技術提案書の特定に関する事項
- (1) 技術提案書のヒアリング
技術提案書の提出者に対して、技術提案書の内容について、個別にヒアリングを行う。
- (2) 技術提案書の特定のための評価基準
技術提案書の特定は、次の基準により総合的に評価の上、行う。
なお、特定作業の結果、提出されたすべての技術提案書が横浜市水道局の要求を満たさないものであると判断したときは、すべての技術提案書を特定しないことがある。
- ア 当該業務又はこれと同種の業務の実績及び関連業務の実績
イ 実施の方針の妥当性、提案の的確性及び実現性並びに工程計画及び動員計画の妥当性及び経済性
ウ システム開発に有効な専門分野別の職員の配置状況並びに担当予定技術者の資格及び経験業務実績の状況
エ 技術協力を受ける場合の内容、目的、理由及び技術協力者の能力
- 11 その他
- (1) 技術提案書の招請手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担
技術提案書の招請手続に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書の取扱い
横浜市水道局に提出された技術提案書は、返却しない。
- (4) 契約締結の交渉
特定した技術提案書の提出者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
有
- (6) 詳細は、技術提案書招請説明書による。
- 12 Summary

- (1) Subject matter of the proposal:
Updating Development Consignment of Water Supply Management System (Part 1)
- (2) Time-limit to express interests:
5:00 p.m., 10 March, 2005
- (3) Time-limit to submit the proposal:
5:00 p.m., 13 May, 2005
- (4) Contact point for the notice: Contract Division, Water Works Bureau, City of Yokohama,
1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017, TEL 045(671)3063